

長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ
指定介護予防支援事業

運営規程

＜目的＞

第1条 この規定は、社会福祉法人善光寺大本願福祉会が実施する長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態に有る高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防支援マネジメントを提供することを目的とする。

＜運営方針＞

第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることがないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、長野市、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努める。

＜事業所の名称＞

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称：長野市地域包括支援センター ケアプラザわかほ
- (2) 所在地：長野市若穂川田1830番地

＜事業所に勤務する職種、員数及び職務内容＞

第4条 当事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (保健師または看護師と兼務)
事業における意志決定及び統括
- (2) 保健師または看護師 1名
社会福祉士 2名
主任ケアマネジャー 1名

具体的な介護予防ケアマネジメントの実施

- (3) 事務職員 1名
一般及び給付管理事務

＜営業日及び営業時間＞

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は通年とする 月～土曜日（祝日、12月30日～1月3日は除く）
(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分まで

＜サービスの提供方法＞

第6条 利用者またはその家族から相談を受ける場所及びサービス担当者会議等（以下「相談等」という）の開催場所は、利用者の居宅、事務所または介護保険施設、その他相談等に適切と判断される場所とする。

- 2 利用者の課題分析の手順としては、運営規程第2条＜運営方針＞を遵守し、厚生労働省の標準様式に準ずる様式を用いて実施する。
- 3 課題解決に向けての取り組みとしては、サービス提供期間を設定し、いつまでにどのような生活行為ができるようにするのか具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者的心身の状況や生活環境、廃用や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は所期の目標達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 4 なお、支援計画の作成時、地域における健康作りや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など、地域における介護保険以外の様々な社会資源の活用に留意し、目標達成後もその状態の維持がはかれるよう支援する。

＜介護予防支援事業の内容＞

第7条 介護予防支援事業の内容は次の通りとする。

- (1) 介護予防支援計画の作成
(2) 要支援者とサービス提供事業者の連絡調整
(3) 要支援者の状態把握
(4) サービス担当者会議の開催
(5) 保険者及び関連機関との連絡調整
(6) その他、前各号の業務に付帯または関連する事項

＜通常の実施地域＞

第8条 通常の業務実施地域は次の通りとする。

長野市若穂

＜事業の一部の委託＞

第9条 事業の実施に当たっては、その一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

＜利用料、その他の費用＞

第9条 利用者が負担する費用は厚生労働大臣の定めるところによる。

2 通常の事業の実施地域以外において事業を実施した場合は、利用者から当該実施に要した交通費の実費を徴収できるものとする。

片道 0～5 km : 500円

5 km～ : 5 kmごとに500円（但し端数は切り捨てる）

＜事故発生時の対応＞

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、長野市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

＜苦情・ハラスメント処理＞

第11条 事業所は、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切な対応を行う。

＜虐待に関する事項＞

第12条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会・職員研修を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

＜業務継続計画の策定等＞

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

＜衛生管理等＞

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

＜身体拘束＞

第15条 事業所は、当該利用者又は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

＜その他＞

第16条 業務に従事する職員はその社会的使命を十分認識、自覚し、自らの資質向上を図るため、研修等を通じて研鑽を重ねるとともに、業務体制の整備を図る。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人善光寺大本願福祉会理事長が別に定めることとする。

付則

この規定は平成23年1月1日から施行する。

この規定は平成27年3月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は平成31年1月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

この規定は令和3年7月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。